

給与管理事業

1. 給与管理事業

生計費や国、他の地方公共団体、民間の給与等を考慮し、適正な給与水準の維持及び適正な給与の執行管理に努めるとともに、第4次行財政改革大綱や財政体質改善プログラムに沿って、給与制度の見直し等に取り組んだ。

(1) 給与制度の見直し

① 国家公務員の給与制度に準じた改定

ア. 平成27年度にかかる改定

A. 給料表及び勤勉手当並びに議員の期末手当の改正

国家公務員の給与制度の改定に準じ、給料月額平均0.4%の引上げ及び勤勉手当の0.1月分の引上げの改正を行った。また、議員の期末手当の0.1月分の引上げの改正を行った。

B. 管理職員特別勤務手当の創設

管理職の職員が、週休日等に災害や選挙で出勤した場合に、国家公務員の給与制度に準じ、管理職員特別勤務手当を支給できるよう改正を行うとともに、選挙で出勤した場合に支給する管理職への時間外勤務手当については廃止した。

イ. 平成28年度にかかる改定

A. 単身赴任手当の改正

国家公務員の給与制度の改正に準じ、単身赴任手当の引上げの改正を行った。

B. 人事評価の結果の給与への反映

地方公務員法の改正に伴い、平成28年度の人事評価の結果から、翌年度の昇給及び勤勉手当に反映を全職員に対し実施するよう改正を行った。

(2) 給与の減額措置

① 特別職及び教育長の給与の減額

ア. 財政の健全化に伴う減額措置

平成16年4月1日から継続して減額している特別職及び教育長の給料について、厳しい財政状況を考慮し、引き続き減額を行った。減額期間は平成28年8月2日まで。

イ. 不祥事に伴う減額措置

本市施設の指定管理業務における会計で、元非常勤嘱託員が使途不明金を発生させた事案に対し、再び市政への信頼を損なったことを厳粛に受け止め、管理監督者として、また、市政を預かる者としての責任を明らかにすることを目的として、特別職及び教育長の給料を平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間、減額措置後の給料月額からさらに100分の10の減額を行った。

	(本則額)		(ア減額措置)		(イ不祥事に伴う減額措置)
・市長	100万円	→	85万円	→	76万5千円
・副市長	83万円	→	74万7千円	→	67万2千3百円
・教育長	83万円	→	74万7千円	→	67万2千3百円

② 一般職の給与の減額

ア. 財政の健全化に伴う減額措置

厳しい財政状況を考慮し、財政体質改善プログラムの一環として、平成25年4月1日から2年間の減額措置を行ったが、財政状況が依然として厳しいことから、引き続き平成27年4月1日から平成29年3月31日まで、一般職の給料について平均2.4%の減額を行った。